

鹿島中学校いじめ防止基本方針

南相馬市立鹿島中学校

I 基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義

学校の内外を問わず、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの。(インターネット・携帯電話を通じて行われるものを含む。)

(2) いじめの態様

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や嫌なこと、脅し文句を言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ お金を要求されたり、おごるように言われたりする。
- ⑤ 持ち物をよこすように言われる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、無理やりさせられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話・スマートフォンで、悪口や嫌なことをされる。

(3) いじめの構造

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つことが多い。傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級・学校経営を行う。

2 いじめに対する基本認識

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学級・学校をつくる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめている子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。
- (5) いじめの「認知件数」は「対応件数」であり、生徒の立場になって認知する。
- (6) 特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ① 発達障がいを含む障がいのある生徒
個々の生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行い、当該生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
 - ② 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つ等の外国につながる生徒
言語や文化の差からいじめが行われることがないように、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を深めるとともに学校全体で必要な支援を行う。
 - ③ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒
性同一性障がいや性的指向・性自認についての正しい理解を深め当該生徒のニーズや特性を踏まえ、学校全体で必要な支援を行う。
 - ④ 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒
被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を十分に理解し、心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

3 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 生徒に心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付けさせるとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに取り組む。
- (2) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる取組を実践し、いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象となり得ることを理解させる。
- (3) 特別の教科道徳、特別活動を通して生徒に人権意識を高める指導を展開し、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土づくりに努める。
- (4) 生徒が自己肯定感を持てる居場所を教職員が作り出す。
- (5) 主体的に取り組む共同的な活動を通して、生徒自身が心の結びつきや信頼感を高め、自尊感情を高める。

- (6) 生徒が主体となったいじめの防止等の取組を推進する。
- (7) 学校生活や学校外生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を図る。
- (8) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (9) 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。
- (10) 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備を行う。
- (11) インターネット、情報端末機器等を通じて行われるいじめを防止するための必要な啓発活動を行う。
- (12) 家庭や地域に対し学校のいじめ対策についての基本方針等を周知し、理解を得るよう努める。
- (13) 幼稚園（保育所）・小学校・中学校間の連携を密にし、特に配慮が必要な生徒や過去にいじめを受けた生徒等について、適切な支援を継続して行えるよう情報交換に努める。
- (14) 関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

4 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくい所で発生しており、学校、家庭、地域社会で実態把握に努める。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。（個別面談、いじめ防止アンケート調査、生活の記録等）
- (2) 子どもの行動を注視する。（表情や言動、友人関係、出欠席状況等）
- (3) こどもの心理的側面の理解を深める。（hyper-QUの実施、結果分析、面談、指導支援、経過観察）
- (4) 保護者と情報を共有する。（電話、連絡ノート、家庭訪問、PTAの諸会議等）
- (5) 地域と日常的に連携する。（関係機関との情報共有、学校評議員、幼・小・中学校の情報交換等）
- (6) いじめを受けている疑いのある生徒の具体的な姿について、理解する。

5 重大事態とは

- (1) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ① 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより相当の期間（年間30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- (3) 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき
- (4) 重大事態及び重大事態につながる可能性のある事案は、教育委員会へ報告し、教育委員会と連携した取り組みをする。

6 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、速やかに学校いじめ対策委員会に報告し、組織による詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。また、重大事態が発生した場合、その結果等を南相馬市教育委員会学校教育課へ報告する。

- (1) いじめの認知は特定の教職員によることなく学校いじめ対策委員会を活用して行う。
- (2) 個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、いじめには多様な様態があることをふまえ、詳細な事実確認を行う。また、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定的に解釈されることのないように努めること。
- (3) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (4) 学校は校長のリーダーシップの下、学校全体の意志決定に従い、事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (5) 被害生徒を守り通し、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒の指導をする。
- (6) 加害生徒には、謝罪や責任を問うことに終始することなく、生徒の人格形成に主眼を置いた指導をする。
- (7) 法を犯す行為に対しては、早期に南相馬警察署生活安全課に相談して協力を求める。
- (8) インターネット、情報端末機器等によるいじめが生じた時は、関係機関と連携し、いじめに係る情報の削除を求める。
- (9) いじめが解消した後も、生徒に聞き取りをし、保護者と継続的な連絡を行う。
- (10) 軽微と思われるものでも、事案について迅速に聞き取り、記録を残すことで、指導の方針の再検討やその後の対応を丁寧に行い、継続的な指導・支援を行う。

7 いじめの解消

- (1) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。
 - ① いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3か月継続（要注意事項については6か月が目安）し、いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、いじめがないかどうかを面談等により確認のうえ学校いじめ対策組織等により判断する。
 - ② いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- (2) いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通しその安全・安心を確保すること。
- (3) いじめが解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について日常的に注意深く観察すること。

8 年間指導計画（別紙）

9 評価について

いじめを隠蔽せずいじめの事態把握およびいじめに対する措置を適切に行うため、次の評価項目を加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- (1) いじめの未然防止に関する取り組みに関すること。
- (2) いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- (3) いじめへ対処するための取り組みに関すること。
- (4) いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。
- (5) いじめ防止の取り組みについて、関係機関との連携に関すること。

以上の評価を通して、いじめへの取り組みが計画通りに進んでいるかどうかのチェックや学校の基本方針等について体系的に見直し、必要に応じて年間計画等の修正等を行い、より適切ないじめの防止等の取り組みについて検証する。

II 学校におけるいじめの防止等のための組織の設置

① 学校いじめ対策委員会

いじめの防止等の措置を実効的に行う組織として学校いじめ対策委員会を設置する。

<組織>

学校いじめ対策委員会は、校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、各学年生徒指導担当で組織し、必要に応じて各学年主任、学級担任、副担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの参加を求める。

<組織の役割>

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善を行う。

- (a) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- (b) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有、分析を行う。
- (c) いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開催するなど、いじめの情報の迅速な共有、及び関係する生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等による事実関係の把握を行う。
- (d) いじめを受けた生徒に対する支援やいじめを行った生徒に対する指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。

② 学校いじめ問題対策連絡協議会

学校において組織的にいじめの防止等に取り組むため、「いじめ問題対策連絡協議会」を

<組織>

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、学校評議員、民生委員で組織する。

<組織の役割>

年2回程度開催し、学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に応じて適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割を担う。

- (a) いじめに係る情報の共有、分析を行う。
- (b) いじめの重大事態が発生した場合は、事実関係を明確にするための調査を実施し、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために緊急会議を開催し、協議を行う。

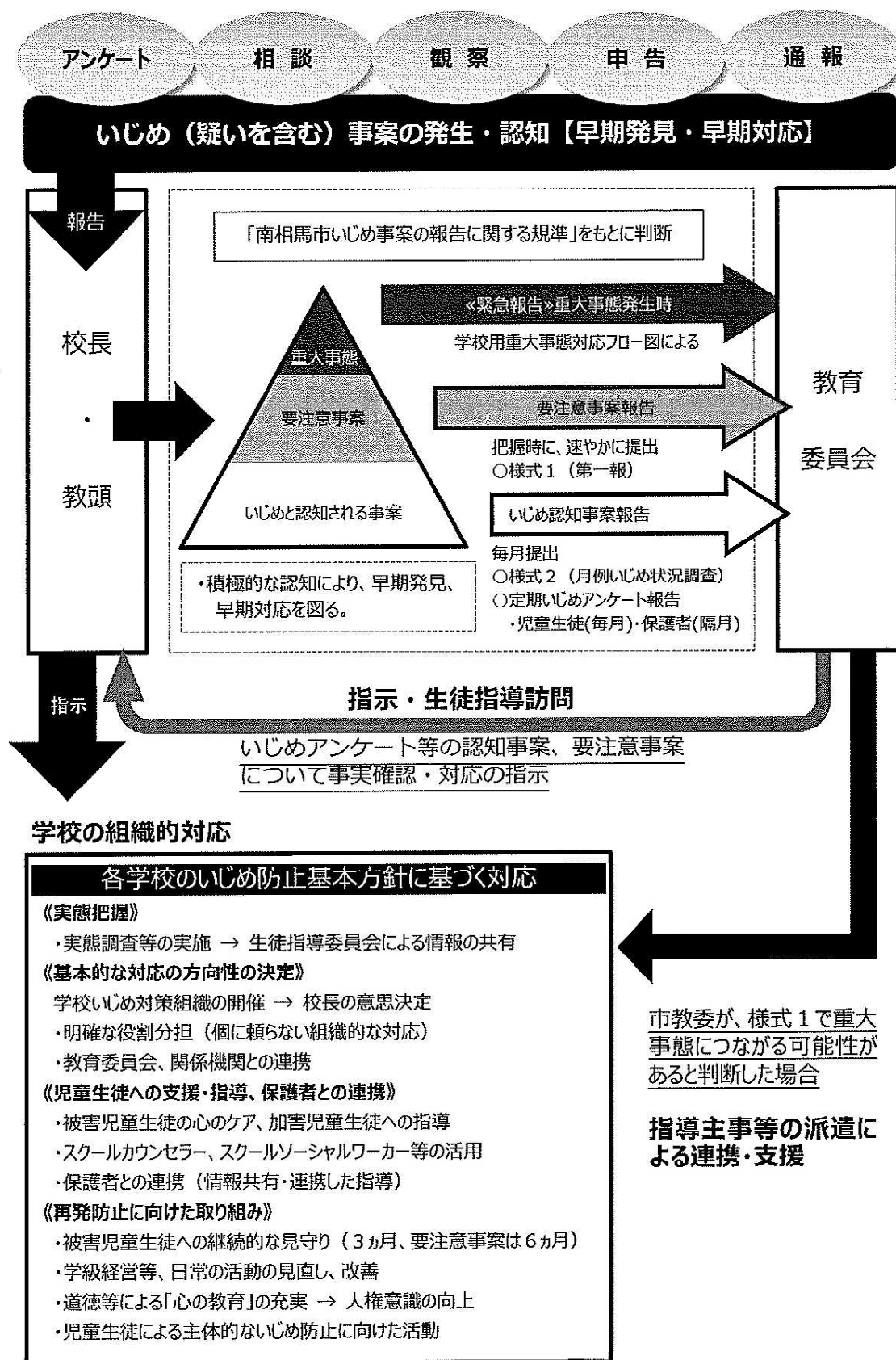
7 令和2年度 いじめ防止基本方針に基づく年間指導計画

南相馬市立鹿島中学校

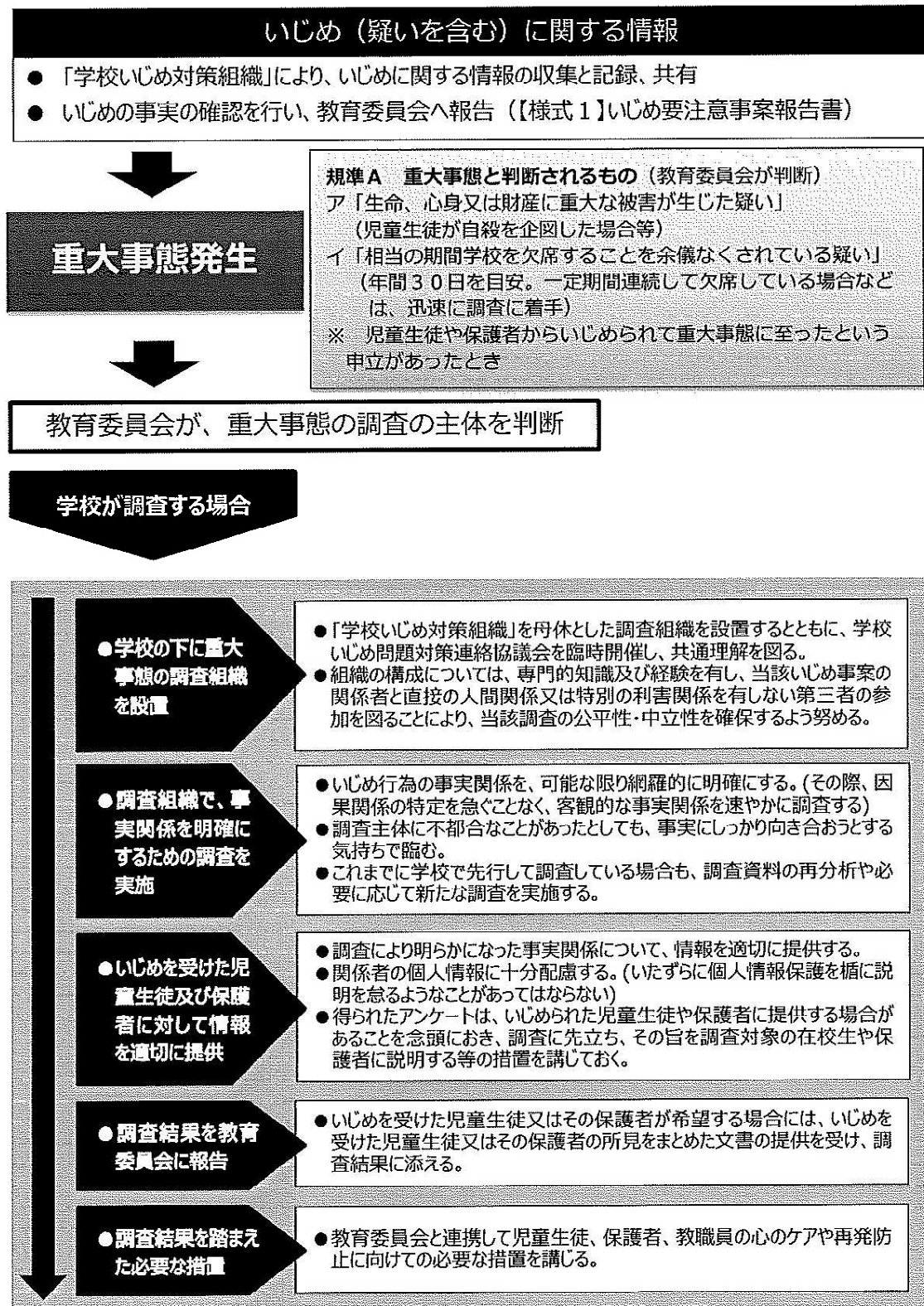
月	行事等	未然防止	早期発見	教育相談体制	生徒の取組	校内研修等	PTAとの連携	関係機関との連携	取組の評価等 PDCAサイクル	担 当
4	授業参観・PTA総会 学年懇談会 避難訓練 交通教室	分かる授業 生徒指導委員会 集会活動 生命の尊重（道徳） 学級づくり（学活） 授業や部活動での関わり	生徒理解の情報交換 生活の記録 学校生活での関わり 登校指導 いじめ防止アンケート	日常的なチャンス相談 S C との面談	あいさつ運動 避難訓練 生徒会対面式 生徒会奉仕委員会 「3つの習慣」の励行	生徒指導全体協議会 職員会議 職員打ち合わせ 生徒指導委員会（毎週）	PTA総会 学校だより等 授業参観 学年懇談会	スクールカウンセラー 適応指導教室 小学校との引き継ぎ	今年度の学校評価公開	校長・教頭 学年主任・学級担任 生徒指導担当 生徒会担当 副担任・部活動顧問
5	相双中体連陸上大会 前期生徒会総会 スマホ教室	分かる授業 生徒指導委員会 生徒会いじめ根絶宣言 自分について（学活）・思いやり（道徳） 授業や部活動での関わり	生活の記録 学校生活での関わり 登校指導 いじめ防止アンケート	日常的なチャンス相談 S C との面談	前期生徒会総会 生徒会いじめやめよう5つのプロジェクト 相双陸上大会壮行会 あいさつ運動 「3つの習慣」の励行	職員会議 現職教育協議会 職員打ち合わせ 生徒指導委員会（毎週）	学校だより等	学警連協議会 スクールカウンセラー 適応指導教室 南相馬市少年指導員連絡協議会		校長・教頭 生徒指導担当 養護教諭 生徒会担当 学級担任
6	相双中体連総合大会 食育講座 防犯教室	分かる授業 生徒指導委員会・集会活動 公平・公正（道徳） 授業や部活動での関わり リラクゼーション授業	生活の記録 学校生活での関わり 登校指導 いじめ防止アンケート hyper-Quテスト	日常的なチャンス相談 S C との面談 中体連前の相談	相双総合大会壮行会 全校集会・生徒会奉仕委員会 「3つの習慣」の励行 代表委員会	職員会議 現職教育協議会 職員打ち合わせ 生徒指導委員会（毎週）	学校だより等	スクールカウンセラー 適応指導教室 少年センター街頭補導		校長・教頭 生徒指導担当・養護教諭 生徒会担当・学級担任 副担任・部活動顧問
7	授業参観 学年懇談会 命の教育	分かる授業 生徒指導委員会 友情（道徳）学級生活を見つめる（学活） 授業や部活動での関わり	いじめ防止アンケート 生活の記録 学校生活での関わり 登校指導	日常的なチャンス相談 S C との面談 夏休み前の相談	生徒会いじめやめよう取組アンケート 吹奏楽コンクール壮行会 あいさつ運動 「3つの習慣」の励行 「3つの習慣」の学級表彰	職員会議 現職教育協議会 職員打ち合わせ 生徒指導委員会（毎週）	学校だより等 授業参観 学年懇談会	南相馬市小中Bブロック協議会 いじめ問題対策連絡協議会 スクールカウンセラー 適応指導教室 少年センター街頭補導	評価と改善 （学校評議委員会） 校内いじめ防止委員会	校長・教頭 学年主任 生徒指導担当 学級担任
8	美化活動 進路面談（3年）	分かる授業 生徒指導委員会 授業や部活動での関わり	生活の記録 学校生活での関わり 登校指導	定期教育相談 日常的なチャンス相談 S C との面談	英語弁論大会壮行会 あいさつ運動 「3つの習慣」の励行	職員会議・現職教育協議会 職員打ち合わせ 生徒指導委員会（毎週）	学校だより等 進路面談（3年）	スクールカウンセラー 適応指導教室 少年センター街頭補導	生徒指導訪問	校長・教頭 生徒指導・教育相談担当 学級担任
9	相双中体連駅伝大会 体験活動 防犯教室	分かる授業 生徒指導委員会 生命の尊重（道徳）・将来について（学活） 授業や部活動での関わり	生活の記録 学校生活での関わり 登校指導 いじめ防止アンケート	定期教育相談 日常的なチャンス相談 S C との面談	社会体験活動 新人大会壮行会 生徒会奉仕委員会 あいさつ運動 「3つの習慣」の励行	職員会議 現職教育協議会 職員打ち合わせ 生徒指導委員会（毎週）	学校だより等	スクールカウンセラー 適応指導教室 少年センター街頭補導		校長・教頭 生徒指導・安全指導担当 教育相談担当 生徒会担当 学級担任 副担任・部活動顧問
10	後期生徒会総会 輝響祭	分かる授業 生徒指導委員会 思いやり（道徳） 授業や部活動での関わり	生活の記録 学校生活での関わり 登校指導 いじめ防止アンケート hyper-Quテスト	日常的なチャンス相談 S C との面談	後期生徒会総会 あいさつ運動 「3つの習慣」の励行 生徒会いじめやめよう取組アンケート	ネットいじめ講演会 職員会議 現職教育協議会 職員打ち合わせ 生徒指導委員会（毎週）	輝響祭 学校だより等	スクールカウンセラー 適応指導教室 少年センター街頭補導	校内いじめ防止委員会	校長・教頭 生徒会担当 生徒指導担当 学級担任
11	授業公開 避難訓練	分かる授業 生徒指導委員会 集会活動 授業や部活動での関わり	いじめ防止アンケート 生活の記録 学校生活での関わり 登校指導	日常的なチャンス相談 S C との面談	あいさつ運動 避難訓練 全校集会 「3つの習慣」の励行	職員会議 現職教育協議会 職員打ち合わせ 生徒指導委員会（毎週）	学校だより等 学校公開 三者面談	南相馬市小中Bブロック協議会 スクールカウンセラー 適応指導教室 少年センター街頭補導	いじめ防止対策協議会	校長・教頭 生徒指導・安全指導担当 養護教諭 学級担任
12	三者面談 生徒会役員選挙	分かる授業 生徒指導委員会 生命の尊重（道徳）・将来について（学活） 授業や部活動での関わり	いじめ防止アンケート 生活の記録 学校生活での関わり 登校指導	三者面談 日常的なチャンス相談 S C との面談 冬休み前の相談	あいさつ運動 生徒会奉仕委員会 「3つの習慣」の励行 「3つの習慣」の学級表彰	職員会議 現職教育協議会 職員打ち合わせ 生徒指導委員会（毎週）	学校だより等 三者面談	スクールカウンセラー 適応指導教室 少年センター街頭補導 いじめ問題対策連絡協議会	評価と改善 今年度の学校評価 公開 生徒指導訪問	校長・教頭 学年主任 生徒指導・教育相談担当 学級担任
1		分かる授業 生徒指導委員会 生命の尊重（道徳）・生き方について（学活） 授業や部活動での関わり	生活の記録 学校生活での関わり 登校指導 いじめ防止アンケート	日常的なチャンス相談 S C との面談	あいさつ運動 「3つの習慣」の励行 代表委員会	職員会議 現職教育協議会 職員打ち合わせ 生徒指導委員会（毎週）	学校だより等	スクールカウンセラー 適応指導教室	学校関係者評価の 実施（学校評議委員会）	校長・教頭 生徒指導担当 進路指導担当・学級担任 養護教諭
2	授業参観 学年懇談会（3年）	分かる授業 生徒指導委員会 集会活動 授業や部活動での関わり	いじめ防止アンケート 生活の記録 学校生活での関わり 登校指導	日常的なチャンス相談 S C との面談	あいさつ運動 全校集会 生徒会奉仕委員会 「3つの習慣」の励行 「3つの習慣」の学級表彰	職員会議 現職教育協議会 職員打ち合わせ 生徒指導委員会（毎週）	学校だより等 授業参観 学年懇談会	いじめ問題対策連絡協議会 学警連協議会 スクールカウンセラー 適応指導教室	いじめ防止対策協議会	校長・教頭 生徒指導担当 学年主任・学級担任 養護教諭 進路指導担当
3	県立高校入試 学年懇談会（1・2年）	分かる授業 生徒指導委員会 授業や部活動での関わり	いじめ防止アンケート 生活の記録 学校生活での関わり 登校指導	日常的なチャンス相談 S C との面談	あいさつ運動 「3つの習慣」の励行	職員会議 現職教育協議会 職員打ち合わせ 生徒指導委員会（毎週）	学校だより等	スクールカウンセラー 適応指導教室	評価と改善	校長・教頭 生徒指導担当 進路指導担当・学級担任 養護教諭

Ⅲ 教育委員会との連携（いじめ事案・重大事態への対応フロー及び報告規準）

【図１】いじめ事案への対応フロー

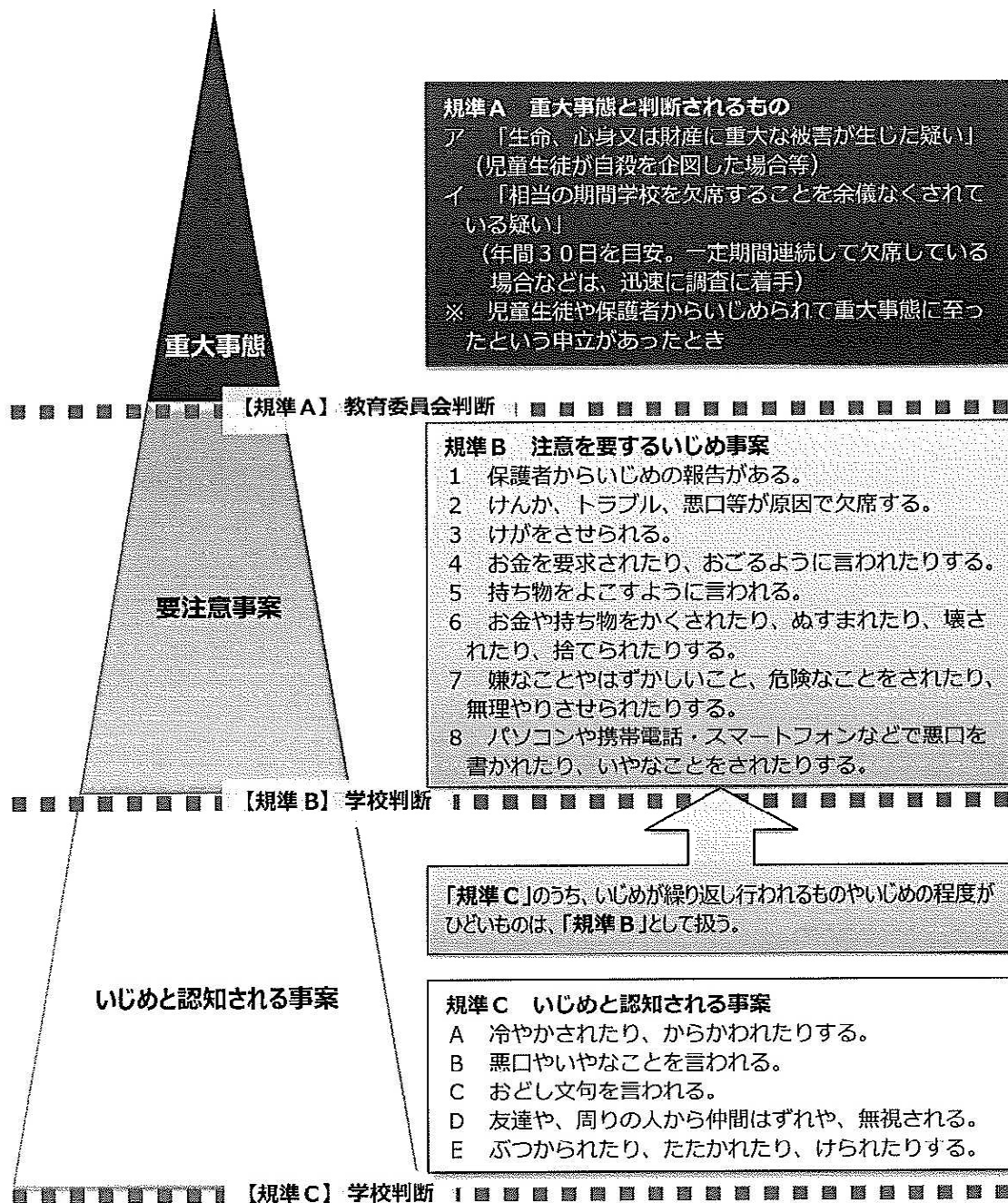


【図2】 重大事態への対応フロー



※調査主体が教育委員会の場合は、教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

【図3】南相馬市いじめ事案の報告に関する規準



※いじめ解消の判断規準

本人や保護者に対しての定期的な確認により、3か月間いじめがないことが認められた場合、一旦いじめ解消と判断する。

※要注意事案・重大事態のいじめ解消の判断規準

いじめ解消の判断規準による判断後、3か月後に再度本人や保護者に対していじめがないことを確認のうえ、校内ケース会議等を開催し、これまでの経緯を確認した後、改めていじめ解消と判断する。

IV 関係機関

- 福島地方法務局相馬支局（☎ 36-3413）
 - ・ 不当な差別情報等に関する人権相談
 - ・ インターネット・携帯電話によるいじめの解決（削除の申し出、発信者情報の開示請求）
- 南相馬警察生活安全課（☎ 22-2191）
 - ・ 少年補導 ・ 声かけ事案 ・ 街頭補導 ・ 防犯教室
- 南相馬地区学校警察連絡協議会（事務局 原町二小 ☎ 22-4114）
 - ・ 少年補導 ・ 街頭補導等
- 福島県浜児童相談所南相馬相談室（☎ 26-1135）
 - ・ 児童虐待相談 ・ 発達障がい相談 ・ 非行相談 ・ しつけ相談
- 福島県教育庁相双教育事務所（☎ 26-1317）
 - ・ 県緊急スクールカウンセラー等派遣事業
 - ・ スクールソーシャルワーカーの派遣
- 福島県精神保健福祉協会「ふくしま心のケアセンター」（原町保健センター内 ☎ 080-1662-3274）
 - ・ 引きこもり ・ 不登校 ・ 精神疾患の疑い
- 主任児童委員（児童委員）（南相馬市社会福祉協議会 ☎ 24-3415）
 - ・ 家庭環境等の把握（母子家庭、児童虐待、不登校、非行等）
- 南相馬市適応指導教室（やすらぎ広場 ☎ 24-1500、さくら教室 ☎ 46-1420）
 - ・ 学校生活や家庭生活などの悩みや心配ごとについての来所相談・電話相談
 - ・ 不登校（傾向）児童生徒の生活・学習改善に向けた指導・助言
 - ・ 臨床心理士による「心のケア相談会」（年10回）
- 家庭児童相談室（南相馬市役所男女共同こども課）（☎ 23-7464）
 - ・ 子どもの家庭における適正な養育や児童福祉に関する相談
 - ・ 発達障がいに関する相談
- 学校教育支援センター（☎ 24-1500）
 - ・ 生徒指導研修会
- 子育て支援センター（☎ 24-4558）
 - ・ 就学前の幼児を対象に、子育てに関する相談
- ホットラインセンター（財団法人インターネット協会 FAX 03-6435-6695）
 - ・ 違法、有害情報の通報窓口
 - ・ プロバイダや電子掲示板の管理者に対する削除依頼、関係機関への情報提供
- 違法・有害情報相談センター（社団法人テレコムサービス協会 ☎ 03-5644-7500）
 - ・ 学校関係者などを対象に、インターネット環境における違法・有害情報、安心・安全にかかわる無料相談、違法・有害情報の削除依頼

V いじめ問題への対応フローチャート

